

令和 7 年度高松市こども未来館わくわく体験事業（夏・冬・春）及び 令和 7 年度高松市こども未来館まつり開催業務委託提案公募要領

1 業務の目的

令和 7 年度高松市こども未来館わくわく体験事業（夏・冬・春）及び
令和 7 年度高松市こども未来館まつり開催業務の委託に当たり、事業者の
提案内容や能力等を総合的に判断し、本業務に最も適した事業者を選定す
るため、提案公募を実施します。

2 業務の概要

（１） 業務名

- ア 令和 7 年度高松市こども未来館わくわく体験事業（夏）開催
業務委託
- イ 令和 7 年度高松市こども未来館わくわく体験事業（冬）開催
業務委託
- ウ 令和 7 年度高松市こども未来館わくわく体験事業（春）開催
業務委託
- エ 令和 7 年度高松市こども未来館まつり開催業務委託

（２） 業務の内容

「令和 7 年度高松市こども未来館わくわく体験事業（夏・冬・
春）及び令和 7 年度高松市こども未来館まつり開催業務委託
仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり

（３） 履行期間

- ア 契約締結日から令和 7 年 8 月 31 日（日）まで
- イ 契約締結日から令和 8 年 1 月 25 日（日）まで
- ウ 契約締結日から令和 8 年 3 月 31 日（火）まで
- エ 契約締結日から令和 7 年 12 月 7 日（日）まで

（４） 業務の履行場所

高松市こども未来館（高松市松島町一丁目 15 番 1 号）

(5) 提案上限額

令和7年度高松市こども未来館わくわく体験事業（夏・冬・春）1業務につき

420千円（消費税及び地方消費税額を含む。）

令和7年度高松市こども未来館まつり開催業務

400千円（消費税及び地方消費税額を含む。）

3 参加資格

本提案公募に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件の全てを満たす者としてします。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 破産法（平成16年法律第75号）の規定による破産手続開始の申立て（同法附則第3条に規定する申立てを含む。）がなされている者でないこと。

(3) 公表の日から契約締結の日までの間に、高松市指名停止等措置要綱（平成24年高松市告示第403号）による指名停止の措置を受けている者でないこと。

(4) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てがなされている者でないこと。

(5) 民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。

(6) 提案公募参加表明の提出日において納期の到来した市税、法人税（参加表明者が個人の場合は所得税）並びに消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。

4 スケジュール

内 容	年 月 日
提案公募の公表	令和7年4月21日（月）

提案公募関係書類の配布期間	令和7年4月21日（月）から 令和7年5月23日（金）まで
参加表明書の提出期限	令和7年5月8日（木）午後3時まで
参加資格の審査結果の通知	令和7年5月12日（月）まで
提案公募に対する質問の受付期間	令和7年4月21日（月）から 令和7年5月14日（水）正午まで
提案公募に対する質問の回答期限	令和7年5月16日（金）午後3時まで
提案書等の提出期間	令和7年5月23日（金）午後3時まで
審査結果の通知及び契約の締結	令和7年6月上旬（予定）

5 配布資料及びその配布方法

（１） 配布資料

ア 令和7年度高松市こども未来館わくわく体験事業（夏・冬・春）及び令和7年度高松市こども未来館まつり開催業務委託提案公募要領

イ 仕様書

ウ 1階平面図

エ 提出書類様式

（ア）参加表明書 （様式第1号）

（イ）会社概要書 （様式第2号）

（ウ）業務実施体制及び実績調書 （様式第3号）

（エ）辞退届 （様式第4号）

（オ）質問及び回答書 （様式第5号）

（カ）提案書 （様式第6号）

（キ）参考見積書 （様式第7号）

（ク）提案書の公開に係る意向申出書（様式第8号）

（２） 配布方法

高松市ホームページからダウンロードしてください。

<https://www.city.takamatsu.kagawa.jp/jigyosha/nyusatsu/se>

6 参加表明書の提出

(1) 提出書類

- ア 参加表明書（様式第1号）
- イ 会社概要書（様式第2号）
- ウ 業務実施体制及び実績調書（様式第3号）
- エ 財務諸表等

直近の決算時における貸借対照表及び損益計算書

※決算時期の関係から、直近の決算時における財務諸表等の提出が困難な場合は、前回決算時の財務諸表等を提出してください。

- オ 提案公募参加表明の提出日において納期の到来した市税、法人税（個人の場合は所得税）並びに消費税及び地方消費税を滞納していないことが証明できるもの

(2) 提出部数

「(1) 提出書類」のアからオまでについてそれぞれ1部

(3) 提出方法

持参又は郵送（郵送の場合は一般書留又は簡易書留に限る。）

(4) 提出期限

令和7年5月8日（木）午後3時まで

※受付時間は、休館日（4月22日、30日、5月7日）を除く午前9時から午後5時まで、最終日の5月8日については午後3時までとします。

※郵送の場合は、提出期限までに到着したものに限りします。

(5) 提出先

〒760-0068

高松市松島町一丁目15番1号 たかまつミライエ3階事務所
高松市健康福祉局こども未来部こども未来館（担当：三谷）

(6) 参加資格に係る審査結果の通知

参加表明者の参加資格の有無を、令和 7 年 5 月 1 2 日（月）までに通知します。期限までに参加表明書等が提出されなかった、又は到着しなかった場合若しくは参加資格を有する旨の通知を受けなかった場合は、提案書を提出することができません。

（7） 参加表明書提出後の辞退

参加表明書等を提出した後に、参加を辞退する場合は、辞退届（様式第 4 号）を提出してください。

7 質問及び回答

（1） 質問の受付期間及びその方法

本要領に基づく提案公募に関し質問がある場合は、令和 7 年 5 月 1 4 日（水）正午までに、「質問及び回答書」（様式第 5 号）に質問事項等を記載の上、電子メールにより提出してください。

（2） 提出先

高松市松島町一丁目 1 5 番 1 号 たかまつミライエ 3 階事務所
メールアドレス：sienseibi@city.takamatsu.lg.jp

（3） 質問に対する回答

質問に対する回答は、その都度、質問者に対して電子メールで行うとともに、質問者を特定できない形で、その内容を高松市ホームページに掲載します。

提案公募に参加をする者は、この回答の内容を確認の上、提案書を提出しなければなりません。提案書を提出した者は、回答を確認したものとして審査を行います。

なお、質問に対する回答への問合せ及び異議の申立ては一切受け付けないこととし、以下に掲げる内容の質問に対しては回答自体を行わないものとします。

ア 質問者の明らかな誤読

イ 質問者の本提案公募に関する個人的な意見

ウ 質問者の提案しようとする内容についての是非を問うもの

エ 質問者自らが判断又は調査すべきもの

- オ 本提案公募に関係しないもの
- カ 電話、口頭等による質問
- キ 受付期間以外の質問

8 提案書等の提出

(1) 提出方法

参加資格の審査結果の通知において、参加資格を有する旨の通知を受けた者であって、本提案公募への参加の意思のあるもの（以下「提案者」という。）は、次のアからウまでに掲げる書類を、提出期限までに「(3) 提出先」に持参し、又は郵送（郵送の場合は一般書留又は簡易書留に限る。）してください。

ア 提案書

(ア) 書式等

- a 用紙サイズ：原則 A 4 判。ただし、必要に応じて A 3 の用紙を挿入することも可とします。
- b 文字サイズ：10.5 ポイント以上
- c 印刷：両面
- d 枚数：1 業務につき 15 枚以内（表紙、目次はページ数に含めない）
- e その他：企画書に内容を補足する写真を挿入する場合、審査に影響を及ぼすと思われる写真について、イメージ写真を使用する場合（例えばネット等から取ったイメージ写真を使う場合など）は、イメージ写真であることを明記してください。また、実際に予定している内容と規模やサイズ等が明らかに異なるなど、審査者に誤解を及ぼすような写真は使わないでください。

(イ) 部数 5 部

イ 参考見積書

参考見積書は、配布資料の「参考見積書」（様式第 7 号）に

より作成してください。また、その内訳書（任意様式）を添付し、具体的な項目や数量、金額等が分かるように記載してください。

ウ 提案書の公開に係る意向申出書

提案書の内容を本市が情報公開することについての意向を申し出てください。なお、詳細は、12 提出書類の取扱い（4）を参照してください。

（2） 提出期限

令和7年5月23日（金）午後3時まで

※受付時間は、休館日（火曜日）を除く午前9時から午後5時まで、最終日の5月23日については午後3時までとします。

※郵送の場合は、提出期限までに到着したものに限りします。

（3） 提出先

〒760-0068

高松市松島町一丁目15番1号 たかまつミライエ3階事務所
高松市健康福祉局こども未来部こども未来館（担当：三谷）

9 評価の項目と観点

提案書の審査における評価項目及び観点は以下のとおりとする。

評価項目	観点
総合的な企画力	・業務目的を踏まえた企画になっているか。 ・提案内容が市民等の興味・関心をひき、魅力的なものになっているか。 ・提案内容に事業者独自のアイデアがあるか。 ・提案内容が広く一般に分かりやすいものであるか。 ・来館者の増加につながる効果的な広報宣伝になっているか。 ・その他、特に評価に値する点があるか。
提案内容の実現性	・仕様書を的確に踏まえ、明確かつ具体的に提案されているか。 ・業務を効果的・効率的に実施するための提案がされているか。 ・実施方法等が具体的で実現性があるか。 ・実施体制は、適切にスタッフが配置されるなど、

	十分なものとなっているか。 ・実施に当たってのスケジュールは無理のないものになっているか。 ・来館者の安全対策は十分とられているか。
取組姿勢	・業務に対する取組意欲が高く、熱意が感じられるか。
業務実績	・業務の円滑な実施が期待できる過去の実績があるか。
見積額	・提案内容に対して見積額は妥当か。

10 受託候補者の選定

- (1) 上記9に沿って審査、採点し、総合的に公平かつ客観的な審査及び評価を行い、審査項目ごとの評価を点数化し、最も総合点の高い提案者を受託候補者に選定します。
- (2) 審査結果については、全ての提案者に対して、通知するものとしします。
- (3) 審査結果の公表
提案者への審査結果の通知後、高松市ホームページに公表するものとしします。
- (4) 受託候補者との契約締結に係る協議の結果、合意に至らなかった場合、又は受託候補者と決定した提案者に13(3)に掲げる失格事項が生じた場合は、次点の提案者を契約の相手方として、契約締結に関する協議を行います。
- (5) 提案者が1事業者のみの場合であっても、当該提案者を受託候補者として選定します。

11 契約の締結

(1) 契約

受託候補者と当該業務に係る契約内容及び仕様等について協議を行い、その内容について合意をしたときは、必要に応じ当該業務に係る仕様書を修正の上作成するものとしします。その後、仕様書（修正した仕様書を含む。）に基づき見積書を徴取し、その額

が予定価格の範囲内であるときは、随意契約の方法により契約を締結します。

(2) 契約保証金

要します。ただし、高松市契約規則（昭和39年高松市規則第36号）第24条各号のいずれかに該当する場合は免除することができます。

(3) 委託料の支払条件

完了払いとし、本業務の検収後、正当な請求に基づき支払います。

1 2 提出書類の取扱い

(1) 提出された全ての書類は、返却しません。

(2) 提出後の書類に係る差替え、追加及び削除は認めません。

(3) 提案書等の著作権は、当該提案書を作成した者に帰属するものとします。ただし、提出された提案書等の全部又は一部を無償で使用（複製、転記又は転写をいう。）する許諾を、作成者は本市に与えるものとします。

(4) 提出された書類については、本市は、高松市情報公開条例（平成12年高松市条例第39号）の規定に基づき、公開請求があった場合、その内容の全部又は一部を公開することがあります。また、その場合は、著作権法（昭和45年法律第48号）第18条第3項第3号に基づき、提出された書類のうちの著作物でまだ公表されていないものを公衆に提供し、又は提示することについて提出者が同意したものとみなされます。

この同意をしない場合は、その旨の意思表示が必要となります。

1 3 その他

(1) 言語及び通貨単位

手続において使用する言語及び通貨単位は、日本語及び日本国

通貨に限ります。

(2) 費用負担

書類作成及び提出に係る費用など、提案公募への参加に伴い必要となる経費は全て参加者の負担とします。

本市がやむを得ない理由等により提案公募を実施することができないと認めるときは、提案公募の実施を中止し、又は取り消すことがあります。その場合において、参加者は、本提案公募に要した費用を本市に請求することはできません。

(3) 失格事項

次のアからエまでに掲げる場合（以下「失格事項」という。）のいずれかに該当した場合は、その者を失格とします。

提案公募への参加者又は受託候補者と決定した提案者に失格事項が生じた場合は、提案公募の参加資格を有する者としての決定又は受託候補者の決定を取り消します。このことにより参加者又は受託候補者に損害が生じた場合にあっても、本市はこれら損害について一切の負担をしません。

ア 参加資格要件を満たしていない場合

イ 提出書類に虚偽の記載があった場合

ウ 審査結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合

エ 参考見積書の金額が、提案上限額を超過していた場合

1 4 周知事項等

(1) 高松市指名停止等措置要綱別表第26号の運用基準

平成24年6月1日から、高松市指名停止等措置要綱の別表の措置要件第26号にある「業務に関し不正又は不誠実な行為」について、これに該当する行為を次のとおり定め公表しています。御留意ください。

高松市指名停止等措置要綱別表第26号を適用し指名停止をする場合の運用基準(抄)

- 1 要綱別表第26号の「不正又は不誠実な行為」とは、中央公共工事契約制度運用連絡協議会による「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領中央公共工事契約制度運用連絡協議会モデルの運用申合せ」の例によるもののほか、有資格業者である個人又は有資格業者の役員若しくは使用人の、その業務に関する次に掲げる行為その他の著しく信頼関係を損なう行為をいう。
 - (1) 予定価格、最低制限価格等の秘密情報の提供を要求する行為等入札の公正を害すべき行為
 - (2) 入札に参加するに際し担当職員の指示に従わない等入札の秩序を乱す行為
 - (3) 監督又は検査の実施に当たり市職員の職務執行を妨げる行為
 - (4) 市職員に対する脅迫的な言動又は暴力的な行為
 - (5) 執拗な抗議等を行い、市職員の執務を妨害する行為
 - (6) 暴力団等から不当要求行為を受けた場合の報告義務違反
 - (7) 市職員による経理上の不正又は不当な行為への関与

(2) 不当要求行為の排除対策

市では、受託者（市との契約の相手方）が暴力団等から不当要求行為を受けた場合や当該不当要求行為による被害を受けた場合の、市への報告と所轄警察署への届出等を契約書において受託者の遵守事項として定め、市が発注する物品の買入れ等からの暴力団等の排除対策の強化を進めています。詳しくは、契約監理課ホームページを御参照ください。

(もっと高松トップページ

(<https://www.city.takamatsu.kagawa.jp/>) » 事業者の方 » 入札・契約情報 » 契約監理課ホームページ)

(3) 周知事項

売買、貸借、請負その他の契約を市との間で締結し専ら当該契約に係る業務、事務等の履行中において、法令等に違反する事実が

生じ、又は生じるおそれがあると思料するときは、市の内部公益通報制度により通報することができます（同制度における通報方法：電子メール又は書面を高松市公正職務審査会に提出（原則として提出者の氏名を明らかにする必要があります。）

⇒メールアドレス：naibu.tuho.shinsakai@nifty.com

書面提出の場合の宛先：総務局コンプライアンス推進課内高松市公正職務審査会）。

※ 市の内部公益通報制度について定めた「高松市職員の倫理及び公正な職務の執行の確保に関する条例」と同条例の施行規則（いずれも総務局コンプライアンス推進課所管）は、契約監理課ホームページに掲載しています。

（４） 適正な労働条件の確保

労働関係法規を遵守及び適正な労働条件の確保に関しては、次によること。

ア 所定労働時間については、労働基準法に基づき、工事の施工や業務の実施に当たっては、就労の実態を踏まえ、完全週休２日制の導入や１日の労働時間を縮減する等、法定労働時間の週４０時間（特別措置の適用を受ける事業にあっては、週４４時間）を遵守すること。また、時間外、休日及び深夜（午後１０時から翌日の午前５時まで）に、労働させた場合においては、同法に定める率の割増賃金を支払うこと。

イ 雇入れの日から起算して６か月間継続勤務し、全労働の８割以上出勤した労働者に対して、最低１０日の年次有給休暇を付与すること。いわゆるパートタイマー労働者についても、所定労働日数に応じて年次有給休暇を付与すること。

ウ 労働者の雇入れに当たっては、賃金、労働時間その他の労働条件を明示した書面を交付すること。

エ 賃金は毎月１回以上、一定の期日にその全額を直接、労働者に支払うこと。支払の遅延等の事態が起こらないよう十分配慮すること。賃金については、最低賃金法の定めるところにより最低賃

金額以上の額を支払うこと。

オ 労働保険はもとより、労働者の福祉の増進のため健康保険及び厚生年金保険は法令に従い加入すること。なお、健康保険及び厚生年金保険の適用を受けない労働者に対しても、国民健康保険及び国民年金に加入するよう指導すること。

カ アからオまでに定めるもののほか、労働基準法、労働安全衛生法ほか労働関係法規を遵守すること。